

12. 教職課程の内部質保証

令和3年5月に教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）が公布・施行され、教職課程認定を設置する大学においては、令和4年度より教職課程の自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務付けられております。

これを受け、本学では、教職課程の自己点検・評価マニュアルを策定し、点検・評価結果に基づき改善を行うことで、継続的な教職課程の質の向上取り組んでおります。

令和5年度に行った教職課程の内部質保証に係る活動は以下のとおりです。

| 年月 | 活動内容 |
|---------|---|
| 令和5年8月 | ○全学教職センターアドバイザーボード 本学の教職課程に関する現状・課題等について説明を行い、意見交換を行った。意見交換では、高校生を対象とした公開講座等の実施により、教職に関心を持つ入学者の拡大することの重要性が示されたほか、在学生向けには学校現場の体験等による教職課程履修断念者の減少に向けた提言をいただいた。 |
| 令和5年11月 | ○教職課程自己点検結果報告書の公表 令和4年度の教職課程の状況について、自己点検・評価を行い、報告書として取りまとめた。点検の結果、法令上問題が無いことが確認されたものの、教員養成の目標の見直しなど、一部課題となる部分もあったため、引き続き改善を進めることとした。 |
| 令和5年12月 | ○新卒教諭等配置学校アンケートの実施 本学卒及び他大学卒の新卒教諭が配置されている県内公立学校に対し、教員としての資質・能力に関するアンケート調査を実施。令和5年度実施分については、227件（新卒教諭が配置されていない学校は除く）の回答があった。 |
| 令和6年3月 | ○教員養成の目標及び目標を達成するための計画の見直し 平成26年度に策定した教員養成の目標について、自己点検・評価の結果、具体性に欠けており、今後の内部質保証を進める上でも支障があることから見直し、新たな目標を策定した。それに合わせ、目標を達成するための計画についても従来のものから見直しを行った。 |